

# 賃貸借契約書

尾張北部環境組合（以下「借受人」という。）と 教育産業株式会社（以下「貸付人」という。）との間において、次の条項によりコンピュータ機器（以下「機器等」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務をもって、次の業務に関する契約を履行するものとする。

（1）物件名

コンピュータ機器借上

（2）物件の内容

別紙 仕様書のとおり

（納入場所）

第2条 機器等の納入場所は、尾張北部環境組合（江南市赤童子町大堀90番地）とする。

（賃貸借期間）

第3条 機器等の賃貸借期間は、平成29年5月19日から平成29年12月18日までとする。

（賃貸借料）

第4条 機器等の賃貸借料（以下「賃貸借料」という。）は、月額金34,830円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金2,580円）とする。

2 この契約の開始、終了又は解除の効果の発生により賃貸借期間が月の中途になるとき、又は貸付人の責に帰すべき理由により借受人が機器等を使用することができなかった期間があるときは、その賃貸借料は次により算出した額とする。

当該月の賃貸借料＝（月額賃貸借料÷当該月の暦日数）×当該月の賃貸借（使用可能）日数

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、全額を免除する。

（賃貸借料の支払方法）

第6条 賃貸借料は、月払いとし、月末締めとする。貸付人は、使用月の翌月初めに、借受人に対して請求を行い、借受人は、貸付人の請求書を受領した日から30日以内に、貸付人に対して賃貸借料を支払うものとする。

（賃貸借料の改定）

第7条 契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動その他の経済事情の変化により賃貸借料を改定する必要がある場合は、貸付人は、賃貸借料の改

定日の1箇月前までに書面にて当該賃貸借料の改定を借受人に通知し、借受人及び貸付人が協議の上、決定するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 貸付人は、借受人の承認がなければ、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(機器等の引渡し)

第9条 機器等の引渡しの日は、平成29年5月18日とする。

2 貸付人は、前項の機器等の引渡しの日までにこれを納入し、借受人が使用できる状態に調整したのち、借受人の指定する検査職員の検査を受け、引き渡すものとする。

(他の機械器具の取付け又は機器等の改造等)

第10条 借受人は、次に定める事項については、あらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

(1) 機器等に他の機械器具の取付け又は機器等の改造

(2) 機器等を第2条に規定する納入場所から移転

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(瑕疵担保)

第11条 機器等が隠れたる瑕疵により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、貸付人が負担するものとする。

(機器等の据付及び調整費用等)

第12条 機器等の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(契約終了に伴う機器等の返還)

第13条 借受人は、この契約が終了したときは、機器等を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、貸付人が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、ハードディスク内のデータ消去は貸付人が行うものとする。

3 機器等の返還後の旧納入場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

4 機器等に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(借受人の契約解除権)

第14条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を行った後に文書によってこの契約を解除することができるものとし、このために貸付人に損害が生じてもこの責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 貸付人から契約解除の申し出があり、その事由を借受人が正当と認めるとき。  
(貸付人の契約解除権)

第15条 貸付人は、借受人がこの契約に定める義務を履行しない場合、催告を行った後に文書によってこの契約を解除することができる。

(損害の賠償)

第16条 借受人又は貸付人は、前2条(第14条第4号を除く。)の規定により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(契約解除に伴う機器等の返還)

第17条 契約解除による場合の機器等の返還については、第13条の規定を準用する。  
(保険)

第18条 貸付人は、機器等の賃貸期間中、貸付人の選定した保険会社との間で新価特約付動産総合保険を締結するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第19条 借受人は、機器等の納入場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって機器等を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、機器等及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第20条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、措置の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(秘密保持)

第21条 貸付人並びに貸付人又はメーカーの従業員は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約解除後も有効に存続するものとする。

(通知義務)

第22条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 機器等について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はその恐れがあるとき。

(2) 機器等について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき。

(賃貸借期間終了後の無償譲渡)

第23条 貸付人は、賃貸借期間終了時に、借受人が所有権の取得を申し出た装置につい

ては、借受人に無償で譲渡するものとする。

(尾張北部環境組合契約規則の遵守)

第24条 この契約に定めるもののほか、貸付人は契約履行に関して尾張北部環境組合契約規則(平成29年4月1日規則第14号)を遵守しなければならない。

(協議事項)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年4月24日

借受人 尾張北部環境組合

管理者 澤田 和延

貸付人 名古屋市中区丸の内三丁目18番28号  
教育産業 株式会社  
代表取締役 鈴木 利幸